

## 市第 142 号議案 公共下水道の管理かしによる事故についての 損害賠償額の決定

平成 30 年 6 月青葉区市ケ尾町において、街路樹の根の侵入による下水道管の詰まりにより、マンション地下 1 階で汚水が逆流し、建物及び備品の一部を汚損した管理かし事故について、損害賠償額を決定します。

### 1 事故の概要

発生日時 平成 30 年 6 月 17 日（日）午前 8 時 00 分頃

発生場所 青葉区市ケ尾町 1, 160 番地の 1

被害状況 マンションの地下 1 階で汚水が逆流し、建物及び備品を汚損

### 2 事故詳細

- (1) 当該マンション前の下水道管（汚水本管・陶管 φ 200mm）に街路樹の根が侵入したため、下水道管が閉塞し取付管を通じてマンション内に汚水が逆流。
- (2) マンション地下 1 階にあるゲストルームの浴室等から汚水が溢れ出し、ゲストルーム・キッズルーム・共用廊下・待合室およびソファ等の備品を汚損。

### 3 賠償する理由

下水道管の継手部分が劣化したことにより、隙間から街路樹の根が侵入したことで下水道管が閉塞して、汚水が逆流する事故が発生し、このことが公共下水道の管理かしによる事故と判断したため。

### 4 損害賠償額 6,036,251 円

<内訳>

清掃作業費 248,400 円

復旧工事費 5,027,586 円

備品費 464,777 円

消臭作業費 295,488 円

なお、損害賠償金は本市加入の保険会社が、マンション加入の保険会社に支払うため、実質的な財政負担はありません。

### 5 事故後の対応

事故当日に、下水道管内の根の撤去及び清掃により閉塞を解消しました。その後、速やかに新しい下水道管に布設替しました。

引き続き、公共下水道の適切な維持管理に努めてまいります。